

2017年8月28日

東京都千代田区内幸町 1-1-3
東京電力ホールディングス株式会社
取締役会長 川村 隆 様
代表執行役社長 小早川 智明 様

横浜市鶴見区豊岡町 20-9
サンコーポ豊岡 505
よこはまシティユニオン
執行委員長 日和田 典之

原発事故にともなう労務管理全般に関する要求書 47

ご多忙の中、誠意ある文書回答に敬意を表します。6月7日付ご回答などをふまえて、下記の通り改めて要求しますので、明確にご回答くださるようお願い致します。

1 腰痛の労災隠しの疑いについて

厚生労働省が全国安全センターとの交渉で、厚生労働省は、平成 28 年度=2016 年度の東電福島第 1 原子力発電所における労災支給決定件数は 23 件で、そのうち業務上疾病は 5 件で、そのうちの 2 件が腰痛症だと説明している（添付資料参照）。ところが、貴社が発表している「作業災害一覧表」では、2015 年度においても、2016 年度においても、腰痛症は見当たらない。腰痛の労災隠しがなされている疑いがますます強まった。

- ① 貴社の 6 月 7 日付回答にある「元請事業者の確認状況」を貴社が「確認する仕組み」において、腰痛症の患者数および労災請求及び支給件数を明らかにするとともに、厚労省の 2 件という労災支給件数と照合すること。
- ② 上記のとおり、過去の災害事例情報に腰痛症がないことは、事業主や労働者の認識不足である可能性が高いことを鑑み、腰痛の労災認定基準について厚生労働省のパンフレットなどを使って事業主や労働者に啓発活動を行うこと。

2 脱法的な年間被ばく限度越えの改善について

7 月 17 日付の「赤旗」によると（添付資料参照）、半年間で 50 ミリシーベルトを超える労働者が存在している。たしかに電離放射線障害防止規則の 4 条について厚生労働省の解釈例規では、「事業者が事業場ごとに定める日を始期とする 1 年間として差支えないこと」ということなので、4 月を始期とするならば、必ずしも違法とは言えない。しかしながら、そのような解釈が成り立ったのは、事故前の通常の原因における作業を前提としており、記事で紹介されている労働者のように、2 月と 3 月のわずか 2 カ月で 20 ミリシーベルトを超えるような作業を行い、その後も同様に高線量の被ばく労働を続けることなど、想定されていないし、現実的にも、まずあり得なかった。

- ① 被ばく労働者が、いかなる 1 年間をとっても限度を超えないように、貴社が責任を持って放射線管理を行うこと。

3 上記 1~2 項の要求に対して、2017 年 9 月 25 日までに文書回答すること。

以上